

## お墓のあれこれ（2） 永代供養墓への改葬について

前回、お墓の名義を継いでくれる親族がない人が選ぶべきお墓・納骨堂の条件は、「永代供養」であり、その場合には「合葬または合祀」の場合が多いことをお伝えしました。

例として、両親と祖父母のお骨の合計4体が「〇〇家の墓」に納められているケースで、ひとりっ子で未婚子どもなしのAさんが、将来の自分のお骨も含めた合計5体分の遺骨を安心して納められるお墓・納骨堂を手配する手続きを、具体的に考えてみましょう。



まず、承継者がいなくても入れる「永代供養」かつ「合葬または合祀」の墓所を探すときに、当然、気になるのは値段だと思います。

合葬または合祀の永代供養墓の値段の種類には、①永代使用料、②永代供養料、③管理費、④納骨手数料、⑤粉骨手数料があり、これらの合計金額がお骨1体ごとに掛かると考えましょう。

永代使用料と永代供養料は、別に掛かる場合もあれば、まとめてどちらかの名称で呼んでいる場合もあります。

管理費は、永代供養でないお墓であれば、名義人が毎年支払うのが通例ですが、永代供養墓の場合は名義人がいなくなることが想定されますので、33年分一括払い、50年分一括払いなどの名目で、契約時にまとめて支払うことになるケースがほとんどです。

納骨手数料については、契約時一括ではなく、実際にお骨を納める手続きを行うときに支払うことになります。

意外に盲点になるのが、粉骨手数料です。合葬または合祀の永代供養墓の場合、出来るだけ多くの遺骨を納められるように、場所を取ってしまう骨壺をそのまま納めるのではなく、お骨を粉砕して粉骨にし、専用の袋に入れて納めるケースが多くなっています。

火葬場でお骨になったばかりの乾燥したお骨を粉砕する場合は、粉骨手数料のみで済みます。しかし過去数十年間「〇〇家の墓」の下の土の中で眠っていたお骨は、水分を多く含んでおり、乾燥させ洗浄してからでないと粉骨作業ができないため、乾燥・洗浄の手数料として1体につき数万円の手数料が加算されることことが多いそうです。粉骨手数料や乾燥・洗浄手数料も、実際にお骨を納める手続きを行うときに支払うことになります。

こうして考えると、「合祀の永代供養墓、10万円」と広告で謳っていたとしても、それは①と②の永代使用料と永代供養料の合算に過ぎず、③管理費5万円、④納骨手数料1万円、⑤粉骨手数料2万円、乾燥・洗浄手数料3万円などを積算していくと、1体につき合計21万円となります。これを既に眠っていた祖父母と両親合計4体分で合計84万円、Aさんご自身の分は①②③の合計15万円、今回の改葬先の新しい永代供養墓の手配のための費用は合計99万円になります。（これらの料金は、一例です。）

次回は、これまでのお墓の処分のために掛かる費用と必要な手続きを具体的にみていきましょう。